

高知県環境共生型住宅モデルハウス利用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、環境共生型住宅の良さを多くの方に体験してもらうことにより、環境共生型住宅の普及を図るとともに、環境活動の活性化に向けた取り組みに活用するために整備した、高知県環境共生型住宅モデルハウス（以下「こうちエコハウス」という。）の利用に関し、必要な事項を定める。

(利用許可申請及び利用許可)

第2条 「こうちエコハウス」を研修や勉強会の会場として利用しようとする者は、あらかじめ高知県知事（以下「知事」という。）に高知県環境共生型住宅モデルハウス利用許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を提出し、許可を受けなければならない。

- 2 知事は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、許可する場合は、高知県環境共生型住宅モデルハウス利用許可書（様式第3号。以下「利用許可書」という。）で通知する。また、許可しない場合は、理由を付してその旨を通知するものとする。
- 3 知事は、前項の規定により許可する場合において、利用に係る条件（以下「許可条件」という。）を付することができる。
- 4 やむを得ない事情により事前に申請書を提出できない場合であって、知事が特に認めるときは、申請書の提出を省略することができる。ただし、後日書面により利用実態を報告しなければならない。

(利用許可の制限)

第3条 知事は、次のいずれかに該当するときは、「こうちエコハウス」の利用を許可しないものとする。

- (1) 利用の目的及び方法が、「こうちエコハウス」の整備の趣旨に反すると認められるとき。
- (2) 法令、公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (3) 高知県の信用やイメージを損なうおそれがあると認めるとき。
- (4) 特定の政党、候補者、宗教団体及び営利団体を支援または公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (5) その他「こうちエコハウス」の利用が適当でないと認めるとき。

(利用等について)

第4条 「こうちエコハウス」の利用できる施設は、研修や勉強会等の会場として利用する場合は北棟2階とする。また、使用可能な備品は別表のとおりとする。

- 2 利用時間は開館日の午前10時から午後4時までの間とする。
- 3 閉館日は「こうちエコハウス」の利用を許可しない。
- 4 前3項の規定にかかわらず、知事が特に認めた場合は、利用を許可することがある。

(利用者の責務)

第5条 第2条第2項の規定に基づき、知事から利用許可を受けた者（以下「利用者」と

いう。)は、「こうちエコハウス」を利用するにあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 「こうちエコハウス」の利用により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負わなければならない。
- (2) 「こうちエコハウス」の利用に際して、故意または過失により県に損害を与えた場合、これによって生じた損害を賠償しなければならない。
- (3) 使用したイス・机・備品などを必ず使用前の状態に戻し、職員または管理人の点検を受けなければならない。
- (4) ゴミなどは利用者の責任において処分するとともに、設備や備品を汚したり損傷したりすることのないよう、注意して利用しなければならない。著しく汚れたり損傷した場合は、クリーニングや修繕等を求めることがある。
- (5) 火気・薬品など、危険物は持ち込まないこと。
- (6) 飲食物やその他の物品の販売や、販売目的での陳列はしないこと。
- (7) 敷地内での喫煙はしないこと。
- (8) その他、知事が特に付した条件がある場合は、その条件に従って利用すること。

(利用許可の取消事由)

第6条 知事は、第2条の許可を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

- (1) 利用者がこの規程または許可条件に違反したとき。
- (2) 利用実態が申請内容と異なるとき。
- (3) 第3条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 知事及び管理者は、利用者が前項の規定により利用の許可を取り消され、これによって利用者が損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(利用状況の報告及び実態調査)

第7条 利用者は、「こうちエコハウス」を利用した翌月10日までに、高知県環境共生型住宅モデルハウス利用状況報告書(様式第2号。)を知事に提出し、当該月の利用状況を報告しなければならない。

2 知事は、利用を許可した「こうちエコハウス」の利用実態について、調査をすることができる。利用者は依頼を受けた場合は、調査に協力しなければならない。

(利用料)

第8条 「こうちエコハウス」の利用料は、無料とする。

(目的外利用および権利譲渡の禁止)

第9条 利用者は、第2条の許可を受けた事項以外の目的に「こうちエコハウス」を利用し、またはその権利を譲渡し、もしくは転貸することができない。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、「こうちエコハウス」の利用について必要な事項は、知事が別に定める。

附則 この規程は平成22年10月1日から施行する。

附則 この規程は平成24年6月7日から施行する。

附則 この規程は平成25年12月18日から施行する。

附則 この規程は平成27年4月1日から施行する。

附則 この規程は令和2年4月1日から施行する。

附則 この規程は令和2年10月15日から施行する。

附則 この規程は令和3年3月10日から施行する。

附則 この規程は令和7年7月7日から施行する。

別表

備品リスト

| 備品名 | 数量 |
|------------------|----|
| 6人掛けテーブル (イス6脚付) | 1台 |
| 4人掛けテーブル (イス4脚付) | 2台 |
| 丸イス | 6脚 |
| DVD再生機能付きテレビ | 1台 |
| IHクッキング調理器 | 1台 |
| 電子レンジ | 1台 |
| 掃除機 | 1台 |
| 電気ポット | 1台 |
| コーヒーメーカー | 1台 |
| 冷蔵庫 | 1台 |

- ・DVD再生機能付きテレビとパソコンの接続ケーブルが必要な場合は、申し出てください。

別記
様式第1号

令和 年 月 日

高知県知事 様

住所
名称
代表者職・氏名

高知県環境共生型住宅モデルハウス利用申請書

高知県環境共生型住宅モデルハウスを下記のとおり利用したいので申請します。
なお、利用にあたっては、「高知県環境共生型住宅モデルハウス利用規程」の規定を遵守するとともに管理者の指示に従います。

記

1 利用目的

2 利用日時

令和 年 月 日 () : ~ :

3 利用者数

名

4 使用する施設および備品

| 備品名 | 数量 | 利用個数 |
|------------------|----|------|
| 6人掛けテーブル (イス6脚付) | 1台 | 台 |
| 4人掛けテーブル (イス4脚付) | 2台 | 台 |
| 丸イス | 6脚 | 脚 |
| DVD再生機能付きテレビ | 1台 | 台 |
| IHクッキング調理器 | 1台 | 台 |
| 電子レンジ | 1台 | 台 |
| 掃除機 | 1台 | 台 |
| 電気ポット | 1台 | 台 |
| コーヒーマーカー | 1台 | 台 |
| 冷蔵庫 | 1台 | 台 |

5 担当者および連絡先

6 備考

様式第2号

令和 年 月 日

高知県知事

様

住所
名称
代表者職・氏名

高知県環境共生型住宅モデルハウス利用状況報告書

高知県環境共生型住宅モデルハウスを下記のとおり利用したので報告します。

記

1 利用目的

2 利用日
令和 年 月 日 () : ~ :

3 利用者数
名

4 備考

高知県環境共生型住宅モデルハウス利用許可書

令和 年 月 日付で申請のありました高知県環境共生型住宅モデルハウスの利用につきましては、下記のとおり許可します。

令和 年 月 日

高知県知事

記

1 利用目的

2 利用日時 令和 年 月 日 () : ~ :

3 利用者数 名

4 利用許可する施設および備品

| 備品名 | 数量 | 利用個数 |
|-----------------|----|------|
| 6人掛けテーブル(イス6脚付) | 1台 | 台 |
| 4人掛けテーブル(イス4脚付) | 2台 | 台 |
| 丸イス | 6脚 | 脚 |
| DVD再生機能付きテレビ | 1台 | 台 |
| IHクッキング調理器 | 1台 | 台 |
| 電子レンジ | 1台 | 台 |
| 掃除機 | 1台 | 台 |
| 電気ポット | 1台 | 台 |
| コーヒーマーカー | 1台 | 台 |
| 冷蔵庫 | 1台 | 台 |

施設は、2階に限る。

5 備考 ご利用にあたっては別添の【利用規約】をお読みください。

6 問い合わせ先 林業振興・環境部木材産業振興課

TEL: 088-821-4592 FAX: 088-821-4594

E-Mail: 030501@ken.pref.kochi.lg.jp

【利用規約】

以下をお読みいただき、ご同意頂いた上でご利用ください。

「こうちエコハウス」の利用に関しては、「高知県環境共生型住宅モデルハウス利用規程」の規定に基づきます。

- 1 「こうちエコハウス」の利用許可に伴う権利を譲渡・転貸することはできません。
- 2 「こうちエコハウス」の利用料は、無料です。
- 3 故意又は過失により、「こうちエコハウス」の施設、設備（備品、器具）などを破損したり、紛失したときは、速やかに申し出てください。申告がなかった場合でも、明らかに利用時の過失と認められるときは、相当額の弁償をしていただくこととなります。
- 4 利用が終わったときは、使用したイス・机・備品などを必ず使用前の状態に戻し、職員または管理人の点検を受けてください。ゴミなども利用者の責任においてお持ち帰りください。持ち込まれた製作道具などは必ず持ち帰ってください。
- 5 火気・薬品など、館内への危険物の持ち込みは一切禁止しております。
- 6 飲食物やその他の物品の販売や、販売目的での陳列は一切禁止しております。広告物の掲示や配布がある場合は、事前に見本などを提出の上、許可を得てください。
- 7 館内での喫煙は禁止しております。
- 8 許可を受けた場合を除き、館内の設備及び備品は使用できません。
- 9 利用者が上記の規程、利用の許可を受けた際の条件、知事の指示した事項などに違反したときは、許可の取り消しや利用停止を行うことがあります。その際、利用者には損害が生じて、高知県及び管理者には賠償責任はありませんので、ご了承ください。